

キャリアチェンジ促進事業 業務委託に係る企画提案競技 実施要項

キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る企画提案競技の実施についてはこの実施要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務内容

委託する業務の内容は、「キャリアチェンジ促進事業」とする。

2 委託期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3 委託料

166,479千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限金額とする。

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の（1）から（8）までのすべてに該当する者であること。

- （1）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第870号（令和2年8月4日））及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「その他の業務」のうち「職業紹介業務」を含み、A等級に格付けされた者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （5）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （6）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- （7）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、職業安定法及び労働者派遣法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- （8）紹介予定派遣事業の実施に当たり、「一般労働者派遣事業許可証」を保有する者、または速やかに取得の申請手続きを行える者であること。

5 スケジュール（詳細な日時等は次項以降を参照）

令和5年2月27日（月） 企画提案競技説明会の参加申込期限

- 令和5年2月28日（火） 企画提案競技説明会の実施・質問事項の受付開始
令和5年3月 2日（木） 質問事項の受付締切
令和5年3月 6日（月） 質問事項の回答
令和5年3月 9日（木） 企画提案競技参加希望書の提出期限
令和5年3月13日（月） 企画提案書等の提出締切
令和5年3月22日（水） 委託先選定委員会の開催
令和5年3月24日（金） 委託先選定結果の通知
※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施方法等が変更することがある。

6 企画提案競技説明会の日時・場所

企画提案競技説明会を次のとおり実施する。

(1) 日時

令和5年2月28日（火） 14時10分から14時25分まで

(2) 方法

Zoomによる説明

(3) 参加申込み

令和5年2月27日（月）午後3時までに、電子メールにて説明会への参加の希望を連絡する。なお、企画提案競技に参加を希望する場合には必ず出席すること。

※都合がつかない場合には、説明会前日までに連絡すること。

（申込先）電子メールアドレス a4510-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県産業労働部雇用労働課 就業・求人相談担当宛

※申込後、着信を確認すること。電話：048（826）5650（直通）

7 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。様式1記載のとおり電話により着信確認を行うこと。

電子メールアドレス a4510-07@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県産業労働部雇用労働課 就業・求人相談担当宛

電話：048（826）5650（直通）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、質問者のほか企画提案競技説明会参加者すべてに電子メールで回答する。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(3) 受付期限等

受付期限：令和5年3月2日（木）午後5時まで

回答送付：令和5年3月6日（月）

8 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出する。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課 就業・求人相談担当宛

電子メールアドレス a4510-07@pref.saitama.lg.jp

電話： 048(826)5650(直通)

(3) 提出期限

令和5年3月9日(木) 午後5時必着

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出する。

ア 企画提案書

仕様書に基づき作成する。

なお、提案書の体裁は自由とするが、A4判横(両面)として提出すること。

また、事業全体の年間広報計画(別紙様式1)も添付する。

イ 委託料の経費内訳

(ア)「3 委託料」に掲げる上限金額(消費税及び地方消費税を含んだ額。消費税率年間10%)の範囲内で作成し、その合計額(委託料総額)を明記する。様式は別紙様式2を使用する。

(イ)上記(ア)の経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全て単価を計上する。

ウ 法人・団体の概要が分かるもの(設立趣旨、事業内容のパンフレット等)

エ 都道府県等からの受託及び民間における企業支援業務の実施実績(過去3年分)

オ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの。)又はこれに準ずる書類

カ 決算関係書類(過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類)

キ 職業紹介事業許可証の写し、及び既に取得している場合は「一般労働者派遣事業許可証」の写し

ク 「4 参加資格」の(1)から(8)のすべてに該当する旨の誓約書(様式3)

(2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本8部を提出する。

ただし、副本には上記「9(1)オ〜ク」の書類の添付を要しない。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留による。）とする。

ウ 提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課 就業・求人相談担当宛

住所： 〒336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3階

電話： 048（826）5650（直通）

エ 提出期限

令和5年3月13日（月）正午必着

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

オ その他

（ア）企画提案書等の提出は1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。

また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77条）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りでない。

（エ）企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

（3）企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行う。

なお、提案書の作成に当たっては、仕様書の内容に加え、独自に提案した部分分かるように記述する。

ア 基本方針

仕様書に示すキャリアチェンジ促進事業の目的を達成するための基本的な考えを簡潔かつ具体的に記述し、特に次の点を明記すること。

- ・ 県内成長企業に異業種・異職種からの採用を促す工夫
- ・ 企業の事業拡大・新事業展開へのアドバイスにより、企業に必要とする人材の確保を促す工夫
- ・ 求職者に異業種・異職種へのキャリアチェンジを促し、適職分野を広げる工夫（紹介予定派遣制度を利用したマッチングを含む。）
- ・ ITスキル習得講習の受講者を資格取得及び就職につなげる工夫
- ・ 合同企業面接会に、求職者・県内成長企業を誘導する工夫
- ・ 埼玉しごとセンターで実施する他事業や関係機関との連携により効果を高める工夫

イ 目標値

マッチング機会の設定人数、カウンセラーによる就職相談者数、アドバイザーによる企業からの相談社数、紹介予定派遣制度を活用した就業支援による就職確認者数について、仕様書に記載した数値を達成するための具体的取組を記述する。

ウ 実施体制

各業務の実施体制（ポストごとの具体的な職務内容、人数、必要とする資格、経歴、スキル及びローテーションの考え方のほか、それらの人員確保の見通しを含む。）を記述する。

エ 各業務の方法

（ア）企業向けセミナー

オンデマンド配信やセミナーに、より多くの県内企業に参加を促すための具体的な取組を示すこと。

また、異業種・異職種からの採用に理解を促すため、セミナー内容の具体的な工夫を示すこと。

（イ）相談体制の充実

a アドバイザー

アドバイザーが県内企業からの相談社数を伸ばす具体的な取組を示すこと。

企業に事業拡大や新たな事業の展開を促す、人材戦略アドバイスの具体的な内容を示すこと。

b カウンセラー

求職者にキャリアチェンジを促すほか、面接会等への参加を誘導し、早期の就業を実現するため、求職者がコンサルティングに効果的に取り組む工夫や実施体制を示すこと。

（ウ）合同企業面接会

以下の点に留意すること。

- ・ 多様な切り口による開催テーマの設定
- ・ 参加求職者の確保に向けての工夫
- ・ 企業向けセミナー参加企業に面接会参加を促す工夫

（エ）ITスキル習得支援

- ・ 受講者がITパスポート、MOSの資格取得を達成するため、講習内容の具体的な工夫を示すこと。
- ・ 講習と面接会のセッティングや、就職につながる具体的な取組を示すこと。

（オ）紹介予定派遣制度を活用した就業支援

再就職希望者に対してカウンセリングで適職分野の提案を行い、円滑なキャリアチェンジを促すこと。派遣による職場実習の機会を提供し、企業とのマッチングを図ること。

（カ）その他

埼玉しごとセンターで実施する他事業や関係機関との連携について、具体的な取組や内容を示すこと。

オ 広報

- ・ 独自の広報手段も含めた年間広報計画（別紙様式1）
- ・ 事業の認知度を高めるための取組

- ・ 提案に当たっては、利用可能な広報媒体を列挙するなど、具体的で実現可能性のあるものとする。

カ 個人情報保護と危機管理

個人情報保護に関する取組と不測の事態が発生した時の組織体制等

キ その他

アからカに属さない事項についての独自の取組

10 委託先候補者の選定

委託先の選定に当たっては、「キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る委託先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が提案内容を総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

11 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和5年3月22日（水）に開催予定。

詳細については、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。

(2) 内容

「9 企画提案書等の提出」で示した（1）から（3）までの書類に基づく企画提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

(3) プレゼンテーション時間

1者当たり30分以内（プレゼンテーション20分・質疑応答10分）とする。

(4) 審査項目

審査項目は、おおむね次のとおりとする。

《提案内容及び実現可能性》

ア 基本方針実現のための具体的な取組となっているか

イ 目標値の達成に向けた具体的な提案となっているか

ウ 適正な運営が図られる実施体制になっているか

《事実確認等》

エ 経営状況

オ 同種事業での実績

カ 提案する事業内容に対して、見積額が適正か

(5) 選定結果

文書で通知する。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、実施方法等を変更することがある。その場合は速やかに連絡する。

1 2 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約書を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託候補先に事故のある場合等があり委託先候補者としての資格要件を失った時は、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託先選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 令和5年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったときは、当該企画提案競技は無効とする。
- (5) 協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

1 3 その他留意事項

以下の場合には契約締結ができないことがある。

- (1) 予算議決時に附帯決議が付された場合
- (2) 予算執行について、何らかの条件が付された場合

様式 1

キャリアチェンジ促進事業業務委託
に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書

埼玉県産業労働部雇用労働課
就業・求人相談担当宛
(e-mail : a4510-07@pref.saitama.lg.jp)

法人名

担当者名

連絡先 電 話
F A X
e-mail

質問項目	質問内容

(注意事項) 電話により着信確認を行ってください(電話:048-826-5650)。

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 宛

キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る企画提案競技参加希望書

キャリアチェンジ促進事業業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、企画提案競技への参加を希望します。

記

1 参加希望者

- ・主たる事務所の所在地
- ・法人名
- ・代表者氏名

○連絡先（担当者）

[所 属] _____

[職・氏名] _____

[電 話] _____

[F A X] _____

[e-mail] _____

実施要項の「4 参加資格」の(1)から(8)までの
すべてに該当する旨の誓約書

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 宛

主たる事務所の所在地

企画提案者 法人名

代表者氏名

キャリアチェンジ促進事業業務委託の企画提案競技への参加に当たり、実施要項の「4 参加資格」の(1)から(8)までのすべてに該当することを誓約します。

(参考)

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の(1)から(8)までのすべてに該当する者であること。

- (1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(埼玉県告示第870号(令和2年8月4日))及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「その他の業務」のうち「職業紹介業務」を含み、A等級に格付けされた者であること。
- (2) 地方自治法(昭和22年政令第16号)施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、職業安定法及び労働者派遣法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- (8) 紹介予定派遣事業の実施に当たり、「一般労働者派遣事業許可証」を保有する者、または速やかに取得の申請手続きを行える者であること。

